令和８年度今治市下水道事業審議会

１　日時　　令和８年９月１日（火）午後１時 55 分～午後４時 15 分

２　場所　　今治市民会館２階　大会議室

３　議題　　適正な下水道使用料のあり方について（第２回）
～使用料改定の方向性と将来シミュレーション～

４　出席者

会長　　森脇委員

副会長　　河上委員

委員　　髙野委員、大野委員、青木委員、
織田委員、山本委員、森川委員、
小野委員、竹谷委員

事務局　　重松上下水道部長　　濱西上下水道政策局長
守口下水道業務課長　瀬野下水道工務課長
内野下水道管理事務所長
下水道業務課職員　６名　　下水道工務課職員　１名

５　傍聴者　　１名

事務局：

（事務局からの冒頭挨拶）

会長：

（会長挨拶）

傍聴の申し出について報告。

本会議の公開について説明。

会議録の署名について、髙野委員と山本委員を指名。

「１．第１回の振り返り」について事務局に説明を求める。

事務局：

（「１．第１回の振り返り」について説明）

会長：

事務局の説明について各委員の意見を求めるも、意見等がなかったため、「２．使用料改定の基本的な考え方」について事務局に説明を求める。

事務局：

（「２．使用料改定の基本的な考え方」について説明）

B 委員：

単価 150 円／㎥以上という条件は、税抜き処理か質問。

事務局：

現在の使用料単価は税抜きで算出している旨回答。

B 委員：

今年度における繰入金削減の具体的な目標値は決まっているか質問。

事務局：

具体的な数値目標は定めていないが、年間数億円に上る基準外の繰入金をできる限り削減していく方針である旨説明。

C 委員：

資料３ページの③公平性に関する累進度の考え方について、たくさん使うほど単価が高くなる仕組みは、全国的なものなのか質問。

事務局：

近隣の松山市、西条市、新居浜市の料金表でも、使用水量が多くなれば単価が高くなる逓増料金制を採用しているため、全国的なものと認識している旨回答。

C委員：

消費者感覚としては、大量消費によるスケールメリットで安くなるイメージがあるが、実際のコスト負担増が理由なのか、それとも別の意味合いがあるのか質問。

事務局：

一般的な取引とは異なり、節水や省資源化といった目的があるため、使用水量が増えるほど高くなる料金設定にしている旨回答。

会長：

他に意見を求めるも委員からの意見等がなかったため、「３．現在の使用料体系」について事務局に説明を求める。

事務局：

（「３．現在の使用料体系」について説明）

会長：

事務局の説明について各委員の意見を求めるも、意見等がなかったため、「４．使用料体系の基本的な考え方」について事務局に説明を求める。

事務局：

（「４．使用料体系の基本的な考え方（1／２）」について説明）

会長：

事務局の説明について各委員の意見を求めるも、意見等がなかったため、後半部分の説明を求める。

事務局：

（「４．使用料体系の基本的な考え方（２／２）」について説明）

会長：

固定費について、下水処理場も固定費として含まれると考えてよいか質問。

事務局：

下水処理場の建物や設備等は減価償却費に含まれるため固定費となる。なお、維持管理にかかる薬品費、電気代等は変動費に該当する旨説明。

会長：

資料６ページの数字は今治市のいつ時点のデータか質問。

事務局：

今治市の令和６年度の費用と収入の構造である旨説明。

Ｉ委員：

今後予定されている下水道の改修工事に係る費用は、変動費に入ってくるのか質問。

事務局：

今後予定している今治市下水浄化センターの改築等の大規模な改修工事については、令和 10 年度頃から建設費として見込んでいる。資金面においては、補助金や地方債の充当を想定している。

一方で、会計上の費用としては、一度に全額が費用化されるものではなく、取得した資産の耐用年数に応じて毎年度、減価償却費として期間ごとに分割して計上されることとなる。したがって、施設等の整備に伴い発生する固定的な費用として位置づけられ、最終的には固定費に含まれることになる旨説明。

会長：

先ほどの令和６年度の数値には、そうした将来の改修費用などはまだ含まれていないという理解でよいか質問。

事務局：

こちらの数値には入っていない旨説明。

会長：

他に意見を求めるも委員からの意見等がなかったため、「５．使用料改定の方向性」について事務局に説明を求める。

事務局：

（「５．使用料改定の方向性」について説明）

会長：

資料７ページの「目標経費回収率 100％」という基準について、５ページには明記されていないようだが、公営企業は収入で費用を賄う独立採算が原則であることから、この100％という目標が導き出されている理解でよいか質問。

事務局：

その理解でよい旨回答。

会長：

他に意見を求めるも委員からの意見等がなかったため、「６．他自治体の使用料」について事務局に説明を求める。

事務局：

（「６．他自治体の使用料」について説明）

会長：

松山市は前回改定が平成 25 年とかなり前であるにもかかわらず、早くからこうした料金体系（基本料金があり、1 立方メートルから使用料に応じて発生する形）にしている理由について質問。

事務局：

松山市の料金体系について、現行の仕組みがどのように導入されたかは把握していない旨説明。

会長：

西条市は令和７年９月に使用料改定を実施したものの、改定後も経費回収率は 60％弱にとどまっている。なぜこのような低い経費回収率の状況に至ったのか、これまでの経緯や背景について、把握されていることがあればお聞きしたい。

事務局：

西条市は合併後料金統一されていなかったが、令和７年９月の改定で旧団体ごとの下水道使用料をようやく統一したところで、経費回収率の向上よりも先に料金の統一をしたと思われる。なお、今治市は平成 17 年 1 月 16 日の合併後、平成 19 年度に料金を統一している旨説明。

Ｉ委員：

下水道の料金は上水道と同じ使用水量で請求されるが、西条市の打ち抜きがある家庭の下水道使用料をどのように支払っているのか質問。

事務局：

西条市について、水道メーターが設置されている場合はその数値によるが、そうでない場合は、今治市と同様に世帯人数に応じた「認定水量」を基準に算出しているものと考えられる旨説明。

会長：

１人当たりの認定水量について質問。

事務局；

今治市では、３人までの世帯は１人当たり月７立方メートルの認定水量とし、４人以上の世帯では１人当たりの水量を減らしている。なお、全国的にも１人当たりの使用水量は月５～８立方メートル程度が一般的である旨説明。

会長：

他に意見を求めるも委員からの意見等がなかったため、「７．使用料改定モデルの比較（資料 10 ページから 12 ページ）」について事務局の説明を求める。

事務局：

（「７．使用料改定モデルの比較」（資料 10 ページから 12 ページ）を説明）

Ｃ委員：

パターン①の試算だと令和 17 年度に経費回収率が 100％になるが、その時点で使用料はいくらになるのか質問。

事務局：

月 20 立方メートルの場合、パターン①では１回目の改定で 3,810 円となる。これは平均改定率（23％）とは異なり、20 立方メートル時点の改定率は約 25％となる。ここにそれぞれ 1.25 を２回掛けて計算すると、約 5,950 円になる旨説明。

Ｃ委員：

松山市と新居浜市の現状の経費回収率は、ほぼ 100％で使用料が 3,400 円弱に対し、今治市では経費回収率を 100％にするには約 6,000 円の使用料が必要になるのか質問。

事務局：

今治市の場合はコミプラも含め７つの事業があり、公共下水道事業については経費回収率100%を達成しているが、それ以外の事業の経費回収率が低く、その赤字を補填する必要があるため全体として収支改善が必要な状況である旨説明。

今回は10年間で３回に分けて改定する形にしており、現時点で先を見据えたときにこれだけの改定が必要としているが、令和９年度の改定後、次回の改定時（令和12年、令和15年）に改めてその時点の必要性を判断することになる旨説明。

B委員：

月20立方メートルが最も標準的と言われているが、実際に最も多い使用量と言えるものなのか質問。

事務局：

全国的に20立方メートルで比較することが多い。資料22ページ（２カ月単位のデータ）によると、件数が多いのは「５立方メートル」「10立方メートル」「15立方メートル」「25立方メートル」までの区分であり、20立方メートルのピンポイントというよりは「20立方メートルまで」の比較的少ない水量区分の利用者が多い旨説明。

会長：

月20立方メートルは２カ月で40立方メートルであり、22ページの表の31～50立方メートルに当たる。そこの件数が最も多く、使用料収入としても最も高いという見方でよいか質問。

事務局：

31～50立方メートルは水量の幅が20立方メートルあり、それまでの水量区分と同様に10立方メートルで刻むと、約半分の39,000件になる旨説明。

会長：

他に意見を求めるも委員からの意見等がなかったため、「７．使用料改定モデルの比較（資料13ページから21ページ）」について説明を求める。

事務局：

（「７．使用料改定モデルの比較」（資料13ページから21ページ）を説明）

C委員：

資料17ページについて、令和15年に経費回収率100％を達成した後も一般会計からの繰出金（他会計繰入金総額）は今後も残るのか質問。

事務局：

雨水処理にかかる経費は公費負担であり、一般会計からの繰入金で賄っている。また、下水道建設費の財源として、借り入れた地方債に対する普通交付税が、下水道事業会計ではなく、いったん一般会計に収入される仕組みとなっているため、今後も継続して一般会計からの繰入金は必要となる旨説明。

会長：

資料13ページから16ページ、一般会計繰出金の基準内繰出金と基準外繰出金について、繰出金全体として減ればよいのか、それともその内訳まで考慮するのか質問。

事務局：

一般会計からの繰出金には、雨水処理にかかる負担金のほか、建設費や減価償却費に関する国からの補助金、さらには赤字補填などが含まれている。

このうち雨水処理負担金については、そもそも使用料や経費回収率の対象外であるため、使用料の議論とは関係がないものである。

したがって、一般会計繰出金をご覧いただく際は、繰出金総額と基準外繰出金の両方の性質を合わせて総合的に捉えていただく必要がある旨説明。

会長：

基準内繰出金と基準外繰出金の定義について質問。

事務局：

基準内と基準外の繰出金は、国からの通知に基づいて分類される。大きく分けると、基準内繰出金としては雨水処理に係るものと、汚水処理のうち分流式下水道に要する経費がある。ただし、分流式下水道は使用料で賄える場合は対象外となる。一方、基準外繰出金としては、赤字補填のための経費である旨説明。

会長：

他に意見を求めるも委員からの意見等がなかったため、「８．参考資料」について事務局に説明を求める。

事務局：

（「８．参考資料」について説明）

H 委員：

参考資料の県内自治体の使用料比較について、今回の提案は 10 年間で３回改定する内容である。他自治体も今後３年ごと等に継続的な改定を予定しているのか質問。

事務局：

新居浜市のように現在経費回収率が 100%の自治体であっても、今後は人口減少や物価上昇が避けられず、間接的な税負担の軽減も含めて、いずれ使用料改定を検討せざるを得なくなることが見込まれる旨説明。

H 委員：

10 年後に人口減少や高齢化が進み、年金生活者や、子育て世代などの世帯人数が多い家庭の下水道使用料が倍増すれば、移住促進などの住みやすいまちづくりに逆行するのではないかという違和感や、市民にどう受け入れてもらえるかという不安がある。他市町村の実態も含め、もう少し詳しい説明がほしかった。

事務局：

人口減少に伴い、固定費である処理場や下水道管等の維持管理費を少人数で負担することになるため、負担増はやむを得ない側面がある。下水道使用者が負担するのか、あるいは利用していない方も含めた税金で広く負担するのかという課題について、本審議会でご議論いただきたい旨説明。

C 委員：

資料 26 ページについて、自治体によって下水道使用料は異なっているが、上水道の料金も異なっているのか質問。

事務局：

上水道も各自治体で異なる旨回答。

会長：

今後はコスト増加や物価上昇により上水道の使用料も上がっていくと思われるがいかがか。

J委員：

説明にあった物価上昇率２％に対し、建設資材は４％から６％上昇し、数年前の 1.4 から 1.5 倍になるものも多い。そのため、将来の費用はパターン①以上にかかると予想される。資料 26 ページの試算を見ると、説明を聞くうちにパターン①や、３回の改定時に再度検討する必要性を感じるようになった。それに伴い、行政側としてもコスト縮減に向けた取組を一般市民へしっかりとアピールしてほしい。

会長：

この審議会において、目指す方向性について意見を求める。

I委員：

資料 23 ページの公共、特環、農集などの各排水事業について説明を求める。

事務局：

（　各排水事業について説明　）

大規模な人口密集地域は経費回収率が高くなる一方で、そうでない地域は低くなるという構造上の課題について説明。

I委員：

今回の資料で経費回収率の数値が明確に示されたが、収益を公平に得るべきとする一方で、経費回収率の低い地域に対する負担のあり方について疑問を感じた。これは国からの繰出金に関するルールによるものなのか、それとも市の方針や合併前の経緯によるものなのか質問。

事務局：

今治市では、合併後の平成 19 年に料金統一を選択し、現在まで同一料金で運営している。国が定める繰出金のルールに関して、基本的には基準内の繰出が対象であり、本来独立採算であるべき赤字補填の繰出は原則として好ましくないとされているが、最終的な判断は自治体に委ねられている旨説明。

C委員：

今回の議論では、パターン①、②、③の中からどれが適切かまで決めるのか確認。

会長：

その通りであると回答。

C 委員：

24 ページ参考資料３に、１世帯当たりの一般会計繰入金額負担額の試算があるが、一般会計繰入金の原資となっている市税などの内訳はどうなっているのか質問。

事務局：

一般会計繰出金の財源は特定しがたいが、市税のほか、国からの補助金や普通交付税などで構成されている旨説明。

C 委員：

資料に１世帯当たりとあるが、税負担の仕組みを考えると、実際は高所得者ほど負担も大きいと考えていいのか。

事務局：

単に今治市内の世帯数で割った平均値のため、実際の負担額は各家庭によって異なる旨説明。

C 委員：

議論の整理として、一般会計繰出金が残る場合は高所得者ほど負担が大きく、一般会計繰入金をゼロにする場合は、使用量等に応じた負担になる。どちらを公平と捉えるかという議論の整理の仕方もあるという理解でよいか質問。。

事務局：

そのとおりである旨回答。

H 委員：

市として希望するパターンはあるのか。また、このパターンでないと将来的に支障を来す場合等があれば教えてほしい。また、上水道も料金改定が決まっているが、下水道と合わせた金額がどうなるか質問。

事務局：

経営戦略の計画期間である 10 年で経費回収率 100％を目指すパターン①が理想である。パターン③は一般会計からの繰出金が減らないため実質的な改善が見込めない。よって、パターン①かパターン②で意見をいただきたい。なお、上水道と合わせた料金については、手元に資料が無いため次回に回答したい旨説明。

F 委員：

下水道が使えない地域（浄化槽地域）と下水道整備地域の間で、使用料の急激な値上がりにより価格的格差が逆転し、浄化槽へ切り替える人が増えて下水道に係る収入が減少する懸念がある。金額の提示には慎重であるべきではないか。

事務局：

新たに浄化槽を設置するには 100 万円以上の投資が必要であり、維持管理費も下水道使用料より高くなる傾向があるため、実際に浄化槽に移行しようと考える人はいないのではと考えている旨説明。

E 委員：

先日、下水道事業関係の職員に来てもらって、地域での下水道の引込みについて話し合ったが、100 万円程度の工事費や水道代の値上がりを懸念して見送った。年金生活で一度に高額な負担は難しいため、経費の負担軽減策があれば前向きに検討もできると思うが、そういった制度があるのか質問。

事務局：

下水道が近くまで整備されており、市で家の前まで下水道を引く制度もあるが、地域によっては、下水道管とつなぐ取付管や、取付ます、宅内の排水工事などで、100 万円程度の費用がかかる場合もある。

今後の持続可能な経営のために使用料改定はやむを得ない状況である旨説明。

会長：

本日の審議でどのパターンが妥当かの方向性を出すか、追加資料を用意して慎重に議論するか、意見を伺いたい。

C 委員：

今後の進め方として第３回審議会はあるのか質問。

事務局：

もともと第３回までを予定している。

本日、決めるということであれば、第３回で答申案を事務局の方で用意し、説明して節目という形にしようと思っている。

C 委員：

今後の流れについて質問。

事務局：

大まかな流れとして、この審議会で市長から諮問を受けた「適正な使用料のあり方について」内容を検討していただき、市長へ答申をしていただく。その答申内容を踏まえて市内部で判断を行い、最終的には条例改正案として議会に提出していくことになる。スケジュールとしては、早ければ来年３月議会への上程を想定している旨説明。

会長：

パブリックコメント等は求めないのか質問。

事務局：

現在そのようなことは考えていない旨説明。

会長：

C 委員に対し、今回で決めることについて意見を求める。

C 委員：

決めるのは構わないが、上水道と合わせた料金についての質問があったため、そこはどうするのか疑問に思っていると回答。

J 委員：

決めるのは構わない。一般市民も関心を持つと思うが、議論を尽くしたした結果であると説明がつけば、どのパターンでもよいのではないか。

会長：

パターン①は 10 年、パターン②は 15 年で経費回収率 100％を達成する試算であり、いずれも本日の議論の原則や方向性に沿った使用料改定案であると捉えている。また、一般会計繰出金を削減する方向性や、急激な負担を避けるための３年ごとの段階的な改定、さらに３年ごとの状況見直しを前提としている点も確認できた。

その上で、本来はパターン①を目指すべきであるが、市民の負担額の大きさを考慮するとパターン②が妥当ではないかと考えている。委員のご意見を伺いたい。

I 委員：

建設費や人件費の高騰により、現在の物価上昇率（２％）の想定では賄えない状況であり、昨年来、危機感を持って審議を重ねてきた。ここで「金額が高いから」という理由だけでパターン②を選択することは、将来世代のためにという本審議の最初の出発点に照らし、大人が臆すべきではないと考えているため、パターン①を推す。

会長：

本来はパターン①が望ましいとしつつも、14 万人の市民生活への負担感を考慮すると、15 年かけて目標を目指すパターン②が現実的であると考えている。本日の委員からの意見でもパターン②を支持する声が相対的に多かったことを踏まえ、パターン①を推す意見への配慮や難しさも十分に承知の上で、当審議会としてはパターン②を妥当とする結論としたい旨提案。

（　全員了承　）

全委員の了承を得たことを受け、意見集約を行う。

これまでの議論を総合すると、下水道事業を安定的に維持するためには使用料改定が必要であり、汚水処理費用は受益者負担の原則により可能な限り使用料で賄うべきこと、また一般会計からの繰出金を削減し経営の自立性を高める必要があることが確認された。

一方で、市民生活や事業活動への影響に鑑み、急激な負担増とならないよう配慮すべきこと、さらに今後の施設更新や耐震化等に必要な財源を確保しつつ、利用者間の公平性に配慮した料金設定とすることが望ましいとの認識で概ね意見が一致した。

また、低所得者層や高齢者層に対する配慮、さらなるコスト削減、市民に対する料金改定の丁寧な説明と周知、経営状況の検証の継続と適切な時期の見直し等を、附帯意見として求めることとした。

以上のとおり、本審議会としては、適正な下水道使用料のあり方について審議した結果、今回の使用料改定率はパターン②の 16%が妥当であるとの方向性で取りまとめることを決定する。

決定を受け、事務局に対し、本日の議論を踏まえた答申案の作成を指示。

続いて、議事録の公開方針について、非公開とすべき内容がないため公開すべきと判断し、各委員に了承を得る。

最後に、次回審議会の日程及び審議内容について事務局から説明を受け、これを公開で行うことについて各委員に諮ったところ、特に異議がなかったため、次回の審議会も公開とすることを決定。

事務局：

次回、第３回審議会の日程について確認を行う。

午後４時 15 分　閉会